

京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月5日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 4 号

京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

別表書類の欄中「大学」の右に「，大学院」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)